

別紙 1 - 1 土木工事に一括計上価格（単体費等）を合算した工事

経費区分等の取扱いについて（農林水産部発注工事）農業農村整備関係工事のみ

最低制限価格並びに低入札価格調査基準価格及び失格基準の算定における経費区分については、次のとおり取扱うものとする。

下記フロー中 [ ] は直接工事費、 [ ] は共通仮設費（ただし、共通仮設費積上分は [ ] に含む。）、 [ ] は現場管理費、 [ ] は一般管理費等とする。

ただし、下記フロー中（３）の「製作原価」、（４）の「機器単体費」及び（５）の「工場製作原価」に見積による資材単価を使用する場合において、当該資材単価が現場着単価である場合には、下記フローによる分割は行わず、全て [ ] として取扱うものとする。

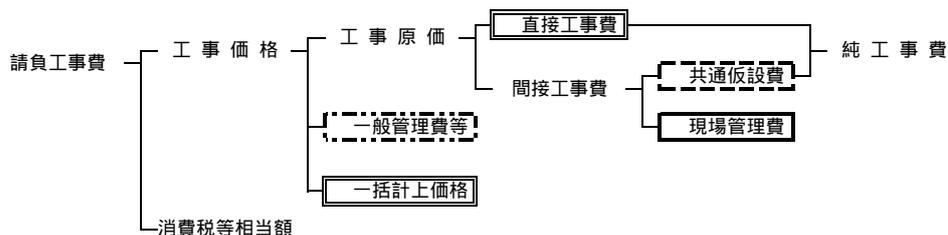
なお、「製作原価」、「機器単体費」及び「工場製作原価」の資材単価を、下記フローにより分割できるものについては、分割して取り扱うものとする。

また、直接工事費とは別にスクラップ等控除額を計上している場合（一般管理費等の計上後に控除している場合）は、直接工事費からスクラップ等控除額を減額のうえ、所定の率を乗じるものとする。

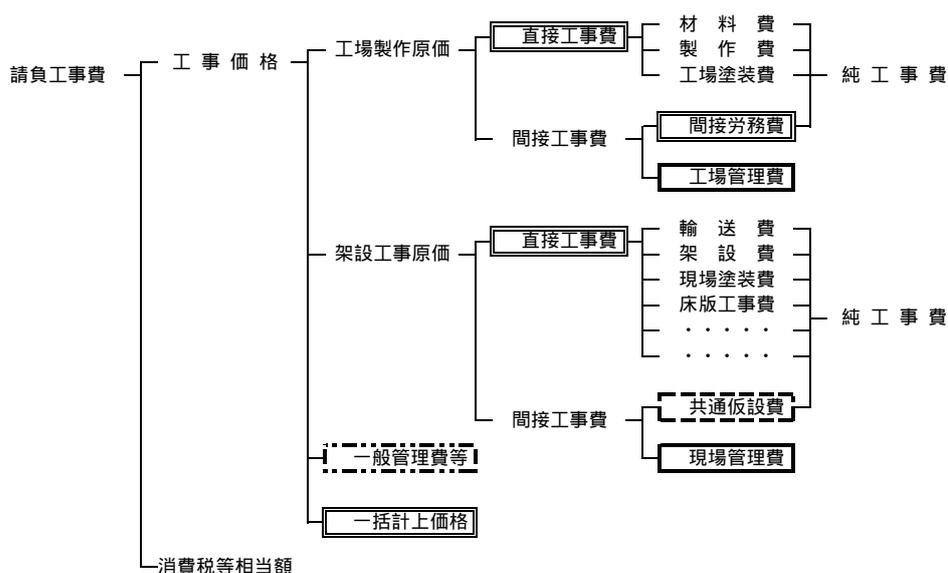
一括計上価格を合算した土木工事において、一括計上価格は [ ] に含む。

（注：一括計上価格とは、積算上は諸経費対象外として扱う項目を指します。）

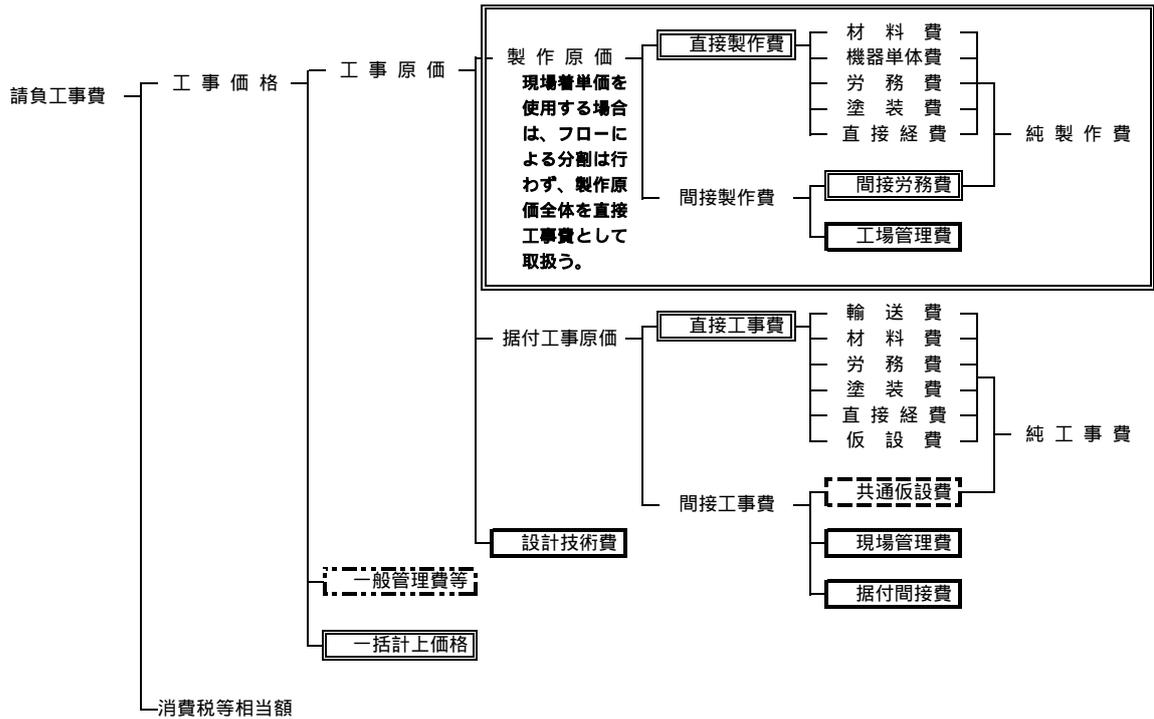
（１）土木工事【一般土木等】一括計上価格（単体費等）を含む場合



（２）土木工事【鋼橋製作（工場製作、架設工事）】一括計上価格（単体費等）を含む場合



(3) 土木工事【機械設備（製作、据付工事）】一括計上価格（単体費等）を含む場合



(4) 土木工事【電気（通信）設備（機器、工事）】一括計上価格（単体費等）を含む場合

